平成２５年（フ）第５９号
熊本市東区桜木２丁目８番１号
破産者　工藤　英継
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６１号
和歌山市小雑賀３丁目４―95　瀧川安三子方、住民票上の住所和歌山県紀の川市北勢田314番地
破産者　井上久仁彦
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６２号
和歌山市小雑賀３丁目４―95　瀧川安三子方、住民票上の住所和歌山県紀の川市北勢田314番地
破産者　井上　尚代
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第６６８号
茨城県ひたちなか市沢メキ1110番地の53
破産者　有限会社マキノ水産
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２７５号
長崎県佐世保市柚木元町2403番地１
破産者　有限会社佐世保乳販
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１０１４５号
東京都新宿区市谷船河原町５番地
破産者　株式会社澁谷ガラス
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９９２号
名古屋市守山区瀬古東２丁目1115番地
破産者　株式会社ベスト・アート
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３７５号
横浜市栄区長沼町599―１
破産者　牧野　勝巳
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７５６号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目３―19―1201、住民票上の住所神奈川県足柄下郡箱根町強羅1320番地の586　ファミールヴィラ強羅参番館303
破産者　宮崎　純行
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４７号
東京都町田市成瀬1400番地１
破産者　西川建業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５７５号
岐阜市西川手５丁目126番地
破産者　オオノ物産株式会社
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６１０号
岐阜市早田東町１丁目46番地
破産者　大野真知子
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３４５号
岐阜県山県市佐賀255番地
破産者　今村　淳志
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１９５号
山口県防府市栄町１丁目５番１号
破産者　株式会社うつみ
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３５１号
神奈川県逗子市久木８丁目12番85号
破産者　落合　希実
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１３２号
神奈川県横須賀市グリーンハイツ５番２―203号
破産者　高木　昌美
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１７２号
神奈川県横須賀市長坂２―９―27　浜崎方、住民票上の住所横浜市港南区東芹が谷23番７―201号
破産者　山中　　剛
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２２号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目12番28号、開始決定時住所佐賀県佐賀市高木瀬東３丁目１番10号
破産者　南里　仲二
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係